



埼玉県報

第 748 号
令和 8 年(2026 年)
8 月 25 日
火曜日

目 次

条例のあらまし

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(化学保安課)

条例

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(化学保安課)

規則

- 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課)

訓令

- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令(文書課)

告示

- 令和 8 年度総務事務システム機能改善改修等業務委託に関する契約の相手方等の公示(総務事務センター)
- 勤務情報管理システム用サーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- WTOに基づく一般競争入札の中止の公告(水道管理課)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（化学保安課）

一 趣旨

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

法令改正に伴う規定の整備

三 施行期日

公布の日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年八月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十五号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十一項第一号事務の欄31中「第四十四条の二第六項」を「第四十四条の二第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十五日

埼玉県教育委員会教育長 石 川 薫

埼玉県教育委員会規則第二十六号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「二千七百元」を「三千九百元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 25 日

埼玉県公安委員会委員長 佐 藤 久仁恵

埼玉県公安委員会規則第 4 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 に次のように加える。

431 一般国道125号	加須市大字北小浜字堂前126番 1 から 羽生市大字須影字下戸ノ内100番 1 まで
432 行田市道93467号	行田市大字野字八ツ島3475番地 2 から 行田市大字野字八ツ島3341番地11まで
433 行田市道93467号	行田市大字野字八ツ島3341番地11から 行田市大字野字高畑3666番地19まで
434 行田市道93467号	行田市大字野字高畑3666番地19から 行田市大字野字高畑3666番地21まで
435 行田市道93467号	行田市大字野字高畑3666番地21から 行田市大字野字神殿3741番地 2 まで
436 行田市道93472号	行田市大字野字神殿3741番地 2 から 行田市大字野字神殿1584番地20まで
437 行田市道93471号	行田市大字野字神殿1584番地20から 行田市大字野字神殿3747番地 8 まで
438 白岡市道2187号	白岡市下大崎字円明66番 5 から 白岡市下大崎字下端712番 5 まで

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第十号

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年八月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表所の文書記号の表中

埼玉県中央家畜保健衛生所	中家保
埼玉県川越家畜保健衛生所	川家保
埼玉県熊谷家畜保健衛生所	熊家保

を

埼玉県熊谷家畜保健衛生所	熊家保
埼玉県川越家畜保健衛生所	川家保

に改める。

附 則

この訓令は、令和八年九月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百八十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年八月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和 8 年度総務事務システム機能改善改修等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 8 年 6 月 22 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 NTT データ東海 愛知県名古屋市中区錦 2 丁目 17 番 21 号

5 契約金額

43,450,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1
項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第五百八十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年八月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

勤務情報管理システム用サーバ等機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和8年7月2日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

191,622,420円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和8年4月17日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年八月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 武 田 敦 弘

蓮田鴻巣線	路線名
桶川市大字坂田字宮前七六七番一地先から同市大字坂田字宮前七六六番一地先まで	供用開始の区間
令和八年八月二十五日	供用開始の期日
令和七年十月二十一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二八・六五メートル	備考

告 示

埼玉県公営企業告示第二十八号

令和八年埼玉県公営企業告示第二十四号（水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する入札公告）は、取り消す。

令和八年八月二十五日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

告 示

埼玉県選管告示第五十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和八年八月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和八年八月二十八日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 加須市長選挙における選挙の効力又は当選の効力に関する審査の申立てについて

イ 八潮市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
ウ その他